



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 2 月 25 日 (木曜日) 第 183 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 民有林の保安林の指定予定 (2 件) …………… (自然環境課) 1
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用の開始…………… (“) 2
- 道路の占用を制限する区域の指定…………… (“) 2

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 2
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村整備課) 2
- 県営土地改良事業に係る換地処分…………… (“) 2
- 入札公告…………… 3

人事委員会規則

- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則…………… 4

人事委員会公告

- 令和 3 年度宮崎県職員採用試験 (大学卒業程度 (一般行政特別枠)) の実施…………… 9
- 令和 3 年度宮崎県職員採用試験 (大学卒業程度 (一般行政 (社会人))) の実施…………… 9
- 令和 3 年度宮崎県職員採用試験 (大学卒業程度 (技術系職種)) 及び保健師採用試験の実施…………… 9
- 令和 3 年度宮崎県職員採用試験 (大学卒業程度 (機械・土木・農業土木・林業 (社会人))) の実施…………… 9

教育委員会告示

- 宮崎県指定無形民俗文化財の指定…………… 9
- 宮崎県指定有形文化財の指定…………… 9

告 示

宮崎県告示第 145 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 3 年 2 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 小林市北西方字横峯迫 27-14-301
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 146 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 3 年 2 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字樺山

字大谷 67-32、67-33、67-36、67-37、67-44、67-52、67-56、67-118、67-204、67-221、67-225、83-6、83-10、83-15、字宮田 2949-6、字細目 6425-22、6425-23、6425-26、6425-44、6425-46

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 147 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 3 年 2 月 25 日から同年 3 月 11 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
46	県道	高城山	都城市高城	旧	6.4~	728.9

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、西都市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年2月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートリアル西都店
西都市大字右松1937-1他22筆
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和2年11月20日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和3年2月25日から令和3年3月25日まで

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、瓜生野大池地区県営土地改良事業(宮崎市、県営ため池等整備事業(危険ため池))に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年2月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和3年2月25日から令和3年3月25日まで
- 縦覧場所
宮崎市役所農村整備課内
- その他
この公告に係る土地改良事業計画の変更(以下「この計画の変更」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、鶴毛・杵木地区1換地区県営土地改良事業(日向市、県営経営体育成基盤整備事業)に係る換地処分をした。

令和3年2月25日

田線	町穂満坊字大丸1194番2地先から同市下水流町421番1まで	新	31.4 6.4~31.4 13.3~70.6	728.9 718.5
----	--------------------------------	---	-------------------------------	----------------

宮崎県告示第148号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年2月25日から同年3月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	268号	宮崎市高岡町浦之名字赤穂突2730番地先から同市同町浦之名同字2730番地先まで	令和3年2月25日

宮崎県告示第149号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年2月25日から同年3月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	268号	宮崎市高岡町浦之名字赤穂突2730番地先から同市同町浦之名同字2730番地先まで

- 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)
- 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 占用の制限の開始の期日
令和3年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 3 年 2 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名、数量及び規格等 宮崎県広報紙「県広報みやざき」及び宮崎県議会広報紙「県議会の動き」の印刷(単価契約) 令和 3 年度発行予定部数 2,070,000部(毎号約 345,000部×年 6 回) 「県広報みやざき」8 ページ、「県議会の動き」4 ページでいずれも A 4 判・4 色カラー

(2) 調達案件の特質等 入札説明書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所 総部数のうち、4,500部を宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室へ納入し、残りの部数はこん包の上、宮崎県が指定する場所へ配送する。

(5) 入札方法 (1)の調達件名について入札を実施する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和 3 年宮崎県告示第 116号に規定する資格を有する者で、営業種目が印刷類で種目が平版活版のものであること。

イ 令和元年度又は令和 2 年度に 4 色カラーのページを 12 ページ以上含む刊行物の印刷の実務実績を有する者であること。

ウ 宮崎県が各発行月ごとに最終の色校正を確認した日から、8 日以内に 4,500部、10日以内に残りの部数の印刷(こん包、仕分け及び配送を含む。)が可能な機械設備及び人員体制を自社で有している者であること。

エ デザイナー及び制作責任者を調達案件に係る業務に専任で配置できる者であること。

オ 連絡を受けてからおおむね 2 時間以内に、デザイナー又は制作責任者を宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室又は宮崎県議会事務局政策調査課に到着させることができる者であること。

カ 色校正後の文字の修正、色の変更、写真の差替え等に即時対応できる者であること。

キ 事業協同組合が入札に参加する場合には、組合員である者は、当該入札に参加することはできない。

ク 入札説明会に参加した者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類(以下「証明書」という。)を令和 3 年 3 月 29 日までに宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室に提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札者は、証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るため

の申請の方法

2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985(26) 7208

(2) 申請書類の受付期間 令和 3 年 2 月 25 日から令和 3 年 3 月 8 日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 期間 令和 3 年 2 月 25 日から令和 3 年 4 月 5 日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)

5 入札説明書及び印刷仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 交付期間 令和 3 年 2 月 25 日から令和 3 年 3 月 29 日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)

6 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁 1 号館 4 階会計管理局物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号

(2) 日時 令和 3 年 3 月 4 日午後 2 時

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 提出期限 令和 3 年 4 月 5 日午後 2 時(送付にあっては、令和 3 年 4 月 2 日午後 5 時必着)

(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

8 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁 1 号館 4 階会計管理局物品管理調達課入札室

(2) 日時 令和 3 年 4 月 5 日午後 2 時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和 39 年宮崎県規則第 2 号)第 100 条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第 125 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場

- 合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) この競争入札による調達は、当該調達に係る令和3年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。
- (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書及び印刷仕様書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be required: Publishing of Miyazaki Prefecture's Newsletter "Kenkoho-Miyaza-

- ki", and "Kengikainougoki", estimated number of copies to be published: 2,070,000 (345,000 copies × 6 times a year)
- (2) Time limit for tender: 2:00 p.m. 5 April, 2021
- (3) Inquiries: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori Higashi 2 - 10 - 1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年2月25日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第3号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(任命方法の一般的基準)</p> <p>第4条 職員の採用及び昇任は、第18条、第19条又は第22条の規定により選考によることができる場合を除き、競争試験の結果作成される任用候補者名簿に基づいて行わなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(選考により昇任させる職)</p> <p>第19条 次に掲げる職への昇任は、選考によるものとする。</p> <p>(1) 副主幹以上の職（公安職給料表の適用を受ける職員の職にあっては警視の職）又はこれらに相当するものと人事委員会が認める職</p> <p>(2) 昇任させようとする職員がかつて任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認める職</p> <p>(3) 試験を行っても十分な競争者が得られないと認められる職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について職員の順位の判定が困難であると人事委員会が認める職</p> <p>(4) 前各号に規定するもののほか、試験によることが不適当であると人事委員会が認める職</p> <p>(選考の方法)</p> <p>第20条 選考は、任命権者の請求に基づき、採用又は昇任させようとする者について行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(選考による昇任の特例)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の基準にかかわらず、選考により昇任させることができる。</p> <p>(1) 公務上の負傷又は疾病により死亡し又は重度障害の状態となった場合</p> <p>(2) 20年以上勤務して退職する者で、在職中の勤務成績が著しく優秀であると認められる場合</p> <p>(3) 警察官が、警察勲功章、警察功労章及び警察功績章を授与されて上位の職に昇任させる場合</p> <p>(4) その他人事委員会が特に必要と認める場合</p> <p>(昇任についての選考の委任)</p> <p>第45条 人事委員会は、第22条第1号から第3号までの各号のいずれかに該当する昇任についての選考の実施を任命権者に委任する</p>	<p>(任命方法の一般的基準)</p> <p>第4条 職員の採用は、第18条の規定により選考によることができる場合を除き、競争試験の結果作成される任用候補者名簿に基づいて行わなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第19条 削除</p> <p>(選考の方法)</p> <p>第20条 選考は、任命権者の請求に基づき、採用しようとする者について行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第22条 削除</p> <p>第45条 削除</p>

2 前条第2項の規定は、前項の選考について準用する。

別表第2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野

第6条第1項各号に掲げる採用試験	区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野
職員採用試験(大学卒業程度)	[略]	[略]	基礎能力検査 論文試験 人物試験 人物調査	
	一般行政特別枠	[略]	基礎能力検査 自己アピール試験 論文試験 人物試験 人物調査	
	[略]	[略]	[略]	[略]
心理	[略]	教養試験 専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査	[略]	[略]
社会福祉	[略]		[略]	[略]
電気	[略]		[略]	[略]
電気(社会人)	[略]	専門試験 自己アピール試験 論文試験 人物試験 人物調査	[略]	[略]
機械	主として機械に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	教養試験 専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査	[略]	数学、物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作等
土木	[略]		[略]	[略]

別表第2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野

第6条第1項各号に掲げる採用試験	区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野
職員採用試験(大学卒業程度)	[略]	[略]	基礎能力検査 論文試験 人物試験 人物調査	
	一般行政特別枠	[略]	基礎能力検査 自己アピール試験 論文試験 人物試験 人物調査	
	[略]	[略]	[略]	[略]
心理	[略]	基礎能力検査 専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査	[略]	[略]
社会福祉	[略]		[略]	[略]
電気	[略]		[略]	[略]
電気(社会人)	[略]	基礎能力検査 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査	[略]	[略]
機械	主として機械に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	基礎能力検査 専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査	[略]	数学、物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作等
機械(社会人)		基礎能力検査 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査	専門試験	
土木	[略]	基礎能力検査 専門試験 専門論文試験	専門論文試験	[略]

									人物試験 人物調査		
土木 (社 会人)		専門試験 自己アピ ール試験 論文試験 人物試験 人物調査	[略]						基礎能力 検査 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査	[略]	
建築	[略]	教養試験 専門試験 専門論文 試験 人物試験 人物調査	[略]	[略]					基礎能力 検査 専門試験 専門論文 試験 人物試験 人物調査	[略]	[略]
化学	[略]			[略]							[略]
農業	[略]			[略]							[略]
農業土木	主として農業土木 に関する知識、技 術その他の能力を 必要とする業務に 従事することを職 務とする職			数学、応用力学 、水理学、測量 、土壌物理、農 業水利・土地改 良・農村環境整 備、農業土木構 造物、材料・施 工、農業機械、 農学一般等					主として農業土木 に関する知識、技 術その他の能力を 必要とする業務に 従事することを職 務とする職		数学、応用力学 、水理学、測量 、土壌物理、農 業水利・土地改 良・農村環境整 備、農業土木構 造物、材料・施 工、農業機械、 農学一般等
畜産	[略]			[略]					基礎能力 検査 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査	専門試験	[略]
林業	[略]			[略]							[略]
林業 (社 会人)		専門試験 自己アピ ール試験 論文試験 人物試験 人物調査	[略]						基礎能力 検査 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査	[略]	
水産	[略]	教養試験 専門試験 専門論文 試験 人物試験 人物調査	[略]	[略]					基礎能力 検査 専門試験 専門論文 試験 人物試験 人物調査	[略]	[略]
管理栄養	[略]	教養試験	[略]	[略]					基礎能力	[略]	[略]

	士		専門試験 論文試験 人物試験 人物調査					検査 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査		
[略]										
保健師採用 試験	保健師	[略]	教養試験 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査	[略]	[略]			基礎能力 検査 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査	[略]	[略]
[略]										
警察官採用 試験A (男 性)	巡査	巡査である警察官 の職	[略]							
								教養試験 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査 身体検査 身体測定 体力検査	専門試験	数学、物理学、 情報学、情報工 学、通信工学、 計算機科学、暗 号技術、暗号理 論、コンピュー タセキュリティ 、情報セキュリ ティ等
警察官採用 試験A (女 性)	巡査	巡査である警察官 の職	[略]							
								教養試験 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査 身体検査 身体測定 体力検査	専門試験	数学、物理学、 情報学、情報工 学、通信工学、 計算機科学、暗 号技術、暗号理 論、コンピュー タセキュリティ 、情報セキュリ ティ等
警察官採用 試験B (男 性)	巡査	巡査である警察官 の職	[略]							
								教養試験 専門試験 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査 身体測定 体力検査	専門試験	数学、物理学、 情報学、情報工 学、通信工学、 計算機科学、暗 号技術、暗号理 論、コンピュー タセキュリティ 、情報セキュリ ティ等
警察官採用 試験B (女 性)	巡査	巡査である警察官 の職	[略]							
								教養試験 専門試験	専門試験	数学、物理学、 情報学、情報工

[略]

備考

この表の試験種目欄中次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 [略]
- 2 「専門試験」とは、専門的な知識、技術その他の能力についての多肢選択式による筆記試験をいう。
- 3 「自己アピール試験」とは、自らの職務経験等や成果、県職員としての働く意欲等についての記述式による筆記試験をいう。
- 4～11 [略]

別表第3 第10条第1項に掲げる採用試験又は区分試験の受験資格

採用試験名	受験資格
職員採用試験 (大学卒業程度)	1 採用試験が行われる日の属する年度 (以下「当該年度」という。)の初日の前日における年齢が満21歳以上満29歳未満 (区分試験のうち一般行政 (社会人)、電気 (社会人)、土木 (社会人) 又は林業 (社会人) について受験しようとする場合にあっては、満29歳以上満35歳未満) の者 2 当該年度の初日の前日における年齢が満21歳未満の者で大学の卒業者若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者 (一般行政 (社会人)、電気 (社会人)、土木 (社会人) 又は林業 (社会人) 以外の区分試験について受験しようとする者に限る。) 3 [略]
[略]	
警察官採用試験 A (男性)	当該年度の初日の前日における年齢が満35歳未満の男子で大学の卒業者若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者
警察官採用試験 A (女性)	当該年度の初日の前日における年齢が満35歳未満の女子で大学の卒業者若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者
警察官採用試験 B (男性)	当該年度の初日の前日における年齢が満17歳以上満35歳未満の男子。ただし、警察官採用試験 A (男性) の資格を有する者を除く。
警察官採用試験 B (女性)	当該年度の初日の前日における年齢が満17歳以上満35歳未満の女子。ただし、警察官採用試験 A (女性) の資格を有する者を除く。

[略]	作文試験 人物試験 人物調査 身体検査 身体測定 体力検査	学、通信工学、 計算機科学、暗 号技術、暗号理 論、コンピュー タセキュリティ 、情報セキュリ ティ等
-----	--	---

備考

この表の試験種目欄中次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 [略]
- 2 「基礎能力検査」とは、職務遂行に必要な総合的な基礎能力についての検査をいう。
- 3 「専門試験」とは、専門的な知識、技術その他の能力についての多肢選択式又は記述式による筆記試験をいう。
- 4～11 [略]

別表第3 第10条第1項に掲げる採用試験又は区分試験の受験資格

採用試験名	受験資格
職員採用試験 (大学卒業程度)	1 採用試験が行われる日の属する年度 (以下「当該年度」という。)の初日の前日における年齢が満21歳以上満29歳未満 (区分試験のうち一般行政 (社会人)、電気 (社会人)、 <u>機械 (社会人)</u> 、土木 (社会人)、 <u>農業土木 (社会人)</u> 又は林業 (社会人) について受験しようとする場合にあっては、満29歳以上満40歳未満) の者 2 当該年度の初日の前日における年齢が満21歳未満の者で大学の卒業者若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者 (一般行政 (社会人)、電気 (社会人)、 <u>機械 (社会人)</u> 、土木 (社会人)、 <u>農業土木 (社会人)</u> 又は林業 (社会人) 以外の区分試験について受験しようとする者に限る。) 3 [略]
[略]	
警察官採用試験 A (男性)	1 当該年度の初日の前日における年齢が満35歳未満の男子で大学の卒業者若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者 2 前号に該当する者であって、 <u>区分試験のうち巡査 (情報工学) について受験しようとするものは、教養試験の日までに、試験の公告で示す国家試験に合格しているものでなければならない。</u>
警察官採用試験 A (女性)	1 当該年度の初日の前日における年齢が満35歳未満の女子で大学の卒業者若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者 2 前号に該当する者であって、 <u>区分試験のうち巡査 (情報工学) について受験しようとするものは、教養試験の日までに、試験の公告で示す国家試験に合格しているものでなければならない。</u>
警察官採用試験 B (男性)	1 当該年度の初日の前日における年齢が満17歳以上満35歳未満の男子。ただし、警察官採用試験 A (男性) の資格を有する者を除く。 2 前号に該当する者であって、 <u>区分試験のうち巡査 (情報工学) について受験しようとするものは、教養試験の日までに、試験の公告で示す国家試験に合格しているものでなければならない。</u>
警察官採用試験 B (女性)	1 当該年度の初日の前日における年齢が満17歳以上満35歳未満の女子。ただし、警察官採用試験 A (女性) の資格を有する者を除く。 2 前号に該当する者であって、 <u>区分試験のうち巡査 (情報工学) について受験しようとするものは、教養試験の日までに、試験の公告</u>

[略]

で示す国家試験に合格しているものでなければならない。
[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会公告

令和3年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（一般行政特別枠））の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和3年2月25日

宮崎県人事委員会委員長 瀧 砂 公 一

令和3年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（一般行政（社会人）））の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和3年2月25日

宮崎県人事委員会委員長 瀧 砂 公 一

令和3年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（技術系職種））及び保健師採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和3年2月25日

宮崎県人事委員会委員長 瀧 砂 公 一

令和3年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（機械・土木・農業土木・林業（社会人）））の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和3年2月25日

宮崎県人事委員会委員長 瀧 砂 公 一

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第1号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第26条第1項の規定により、次のとおり宮崎県指定無形民俗文化財に指定する。

令和3年2月25日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

種 別	名 称	所 在 地	保 存 団 体
県指定無形民俗文化財	美郷町備長炭製炭技術保存会の備長炭製炭	美郷町	美郷町備長炭製炭技術保存会

宮崎県教育委員会告示第2号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第4条第1

項の規定により、次のとおり宮崎県指定有形文化財に指定する。

令和3年2月25日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者
県指定有形文化財	木造日蓮聖人坐像	門川町大字川内44番地	宗教法人勝蓮寺

--	--